

2019年（令和元年）8月27日

各 位

明 石 市

日本と欧州連合との経済連携協定の発効に伴う本市の対応について

日本と欧州連合（以下「EU」という。）との経済連携協定が平成31年2月1日付で発効されたことに伴い、中核市が発注する一定規模以上の一般競争入札についてEU企業への市場開放が義務付けられました。

つきましては、本市が行う一般競争入札におけるEU企業の入札参加について、下記のとおり取り扱いますのでお知らせします。

記

1. EU企業を参加対象とする一般競争入札について

- (1) 予定価格が3,000万円以上の物品
- (2) 予定価格が2億2,000万円以上の業務委託等
（例：建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービス）
- (3) 予定価格が3,000万円以上の業務委託等
（例：電子計算機サービス及び関連のサービス、建築物の清掃サービス、汚水及び廃棄物の処理・衛生その他の環境保護のサービス等）

※ ただし、当面の間は財務室契約担当が発注する一般競争入札のみ参加対象とします。

※ 公共工事は経済連携協定の適用対象外となります。

2. EU企業を参加対象外とする一般競争入札について

上記1の一般競争入札であっても、市内業者・準市内業者のみを対象に発注する入札案件については、市内の中小企業の受注機会の増大に努め、地域経済の健全な発展及び市民生活の向上を図ることを目的とする「明石市の中小企業による調達手続への参加の奨励に関する方針」（別紙）を適用し、EU企業を入札参加対象外とします。

3. EU企業の入札参加方法について

入札参加対象となる一般競争入札の公告文にその旨を明示します。また、公告文に入札参加資格登録方法を記載します。

4. 施行

令和元年10月1日以降に公告を行う一般競争入札から施行します。

【参考】EU企業を参加対象とする一般競争入札（財務室契約担当が発注する案件）

種 別	入札参加資格における 所在地要件	EU企業の 入札参加
(1) 物品 (予定価格：3,000万円以上)	市内業者・準市内業者のみを対象	×
	上記以外	○
(2) 業務委託等（建築のためのサービス等） (予定価格：2億2,000万円以上)	市内業者・準市内業者のみを対象	×
	上記以外	○
(3) 業務委託等（電子計算機サービス及び関連のサービス等） (予定価格：3,000万円以上)	市内業者・準市内業者のみを対象	×
	上記以外	○
(4) 公共工事	市内業者・準市内業者のみを対象	×
	上記以外	×

問い合わせ先

明石市総務局財務室契約担当

電話番号 078-918-5012

明石市の中小企業による調達手続への参加の奨励に関する方針

2019年（令和元年）8月8日

1 方針の性格

この方針は、「経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定」の附属書十第二編第B節2の規定に関する注釈(f)に規定する、現地の中小企業による調達手続への参加を奨励するための政策上の計画に該当するものである。

2 方針の目的

この方針は、明石市が行う「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）」の規定が適用される調達契約に係る一般競争入札において、中小企業による調達手続への参加を奨励することにより、地域の中小企業の受注機会の増大に努め、もって地域経済の健全な発展及び市民生活の向上を図ることを目的とする。

3 中小企業の範囲

この方針における中小企業は、「中小企業基本法（昭和38年法律第154号）」第2条第1項に規定する中小企業者とする。

4 中小企業による調達手続への参加の奨励

明石市は、第2項の目的を達成するため、透明かつ公正な競争の確保及び予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業による調達手続への参加を奨励するものとする。

5 中小企業の事業所の所在地等

この方針の対象となる中小企業は、明石市内に事業所を有するものうち、「明石市制限付一般競争入札実施要綱（平成19年7月23日制定）」第3条に規定する市内業者又は準市内業者の要件を満たすものとする。

附 則

この方針は、2019年（令和元年）10月1日から施行する。